

| 発言者 | 項目・内容 |
|-------------------|--|
| 事務局 | ・配付の「町田市庁舎建設 経済波及効果分析」にて資料内容を説明した。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・都の連関表は平成 17 年版となっているが、経済状況の異なる現在との差の修正は行っているか。 ・国交省の資料ではなく、町田市の下請割合がどこまでとなるかの裏づけはあるのか。 ・町田市の自給率をどのように検討したのか。 ・何を元に市内外を分けたのか。 ・試算結果の就業誘発効果、雇用誘発効果の人数と検証フローの人数は合せておいたほうが良い。 ・連関表を東京都のものを使用する理由は何か。国交省を使用しないのか。 |
| 委員 | ・町田を対象とする場合において、この資料はマクロ・ミクロのどの程度として見ておけばよいのか。 |
| 事務局 | ・資料作成者にヒアリングを行い、後日回答する。 |
| 3. 報告書たたき台 | |
| 事務局 | ・配付の「町田市新庁舎建設施工者選定手法等検討委員会報告書（たたき台）」にて報告書の作成概要を報告した。 |
| 委員 | ・あいさつ文は次回委員会までにたたき台を提出する。 |
| 委員 | ・P8の「審査プロセス」という言葉は、審査フローや審査スケジュールを示しているのか。 |
| 事務局 | ・フローやスケジュールという意味ではなく、次の委員会を設定するという意味で記載している。 |
| 委員 | ・総合評価方式の評価項目に企業の経営状態を審査する項目が含まれていないが、そういった審査はしないのか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業の経営状態そのものを評価するような基準ではないが、通常行っている条件付一般競争入札と同様に、経営事項審査点数が一定以上である者を入札に参加させることを考えている。 ・経営事項審査点数以外の指標で経営状態の評価または審査を行う場合に、総合評価項目とするのか入札参加資格とするのかは次の委員会での検討項目と考えている。 |
| 委員 | ・国の基準と東京都の基準とがあるのではないかと。また、そういった審査は何年に1回の割合で更新されているのか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査結果の有効期間は、決算月から1年7か月で、決算時期毎に各企業が自ら受審申請して更新されることになっている。 ・会社によって決算時期が異なるため情報の新旧はあるが、直近の決算資料で企業の状態を表している。 ・経営事項審査点数は、基準が明確なものであり、国で統一された明確な基準である。 ・東京都のランク付とは、入札参加登録業者のランク付であり、経営事項審査点数とは異なるものである。町田市はこれを利用していない。 |
| 委員 | ・企業の財務状況を審査した上で、総合評価方式での審査を行うということを前段で明示しておくべきである。 |
| 委員 | ・発注方式において、分離発注となるまでの説明が足りないので、分離発注となる仕組みを明示した方が良い。 |
| 委員 | ・分離発注方式の体制図の表現は、分離を細目まで検討した様な表現となっているが、どのように考えてこの形状なのか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまで検討した体制図を模式化し、今後の検討によって変更される不確定な情報を削減している。 ・分離発注の体制を模式化し、発注イメージを表現したが、一括発注と分離発注の違いが分かり難いようであるので、次回までに検討する。 ・「一括発注+分離発注」の工事発注体制図だけでなく、総合評価方式の対象は一括発注方式の工事だけであることが分かるような報告書の構成を次回までに検討する。 |
| 事務局 | ・配付の「庁内での打合せで提案された施工者評価の視点（参考）」にて庁内で提案された総合評価方式の評価項目と総合評価方式の評価算定式が説明された。 |
| 委員 | ・算定式は、除算方式と加算方式の違いやどのくらいの配点でどのような評価となるのかがわかる様なものがなければ、どちらかを選ぶ基準がない。 |

| 発言者 | 項目・内容 |
|------------------|--|
| 委員 | ・総合評価方式での評価項目で差が付かない様であれば、低価格を入札した業者に決定してしまうのではないか。 |
| 委員 | ・除算方式では、最低制限価格を設定しないと、低い金額を入札した業者に決定してしまうケースがある。 |
| 委員 | ・総合評価方式の評価項目と算定式については、今回の報告書では明示的な表現とし、次の審査委員会にて幅広く基準を設定できる様にしておくこと。 |
| 委員 | ・市民とこれまで作り上げて来た経緯や特性を汲み取れるような項目を評価に入れておくべきである。 |
| 委員 | ・今回の総合評価方式は簡易型ということなので、審査の時間が制限され、評価項目も制限されるが、町田型総合評価方式の特徴として、通常の国の発注では分離する設備系工事を含めた一括発注としているのだから、ゼネコンが選定する設備業者のレベルや品質を評価する様なことも検討するべきではないのか。 |
| 委員 | ・予定価格に対する最低制限価格の設定はどの程度か。 |
| 事務局 | ・町田市では、予定価格の70%～85%の範囲内で最低制限価格を設定している。 |
| 委員 | ・町田市の水準に合ったレベルの高い設計に対する理解と提案、建設にかける熱意を評価に入れておくべきである。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゼネコンから提案を求める場合は、総合評価方式を高度型で行わなければならない。 ・今回は簡易型であり、完成した実施設計図に対して、業者の選定においては計画に対するVE等の提案を求めないこととなっているので、工事請負者は図面に記載された通りに建物を造るのが請負範囲であり、設計に対する理解や品質の確保は法的に監理者の業務範囲となる。 |
| 4. 次回に向けて | |
| | ・特になし |
| 5. その他 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・次回以降の委員会開催日程について 第3回：2009年2月28日（土） 10：00～ |